

消費生活相談の広域連携協定
調印式

▲握手を交わす草村町長と市原副村長（右）

3月25日、高森総合センターにおいて、高森町と南阿蘇村の間で消費者行政における広域連携協定調印式が行われました。

熊本県の立ち会いのもと、草村高森町長と市原南阿蘇村副村長が出席し、調印の後、協定書が交わされました。

高森町の消費者行政が大きく変わります！

○相談窓口開設日程(平成25年4月から)

曜日	開設町村	開設時間
月曜日	高森町	午前9時～午後4時
火曜日	南阿蘇村	午前10時～午後3時 ※第2週は白水庁舎、 第3週は長陽庁舎
水曜日	高森町	午前9時～午後4時
木曜日	南阿蘇村	午前10時～午後3時
金曜日		金曜日は、役場職員が 対応いたします。

※南阿蘇村の相談窓口は久木野庁舎になります。第2火曜、第3火曜は相談会場が変わります。

※相談員が不在または金曜日は役場職員(政策推進課・消費者行政担当)が対応いたします。

■お問い合わせ先

政策推進課

消費者行政担当(内線154)

無料登記相談所が開設されます

熊本地方方法務局による無料の登記相談所が開設されます。

当日は、土地・建物等の売買・贈与・相続等の登記に関する相談について熊本地方方法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

日時

平成25年5月16日(第3木曜日)

10時30分から15時まで

(ただし、12時から13時までは除きます)

場所

阿蘇市内牧支所会議室

■お問い合わせ先

熊本地方方法務局総務課庶務係

Tel 096・364・2145(代表)



社会福祉功労者・団体等を 熊本県知事が表彰

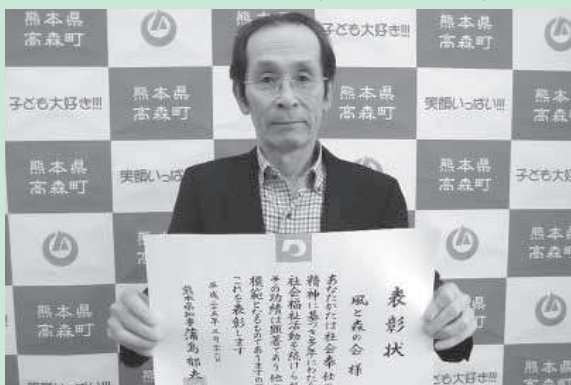
3月26日、社会福祉の向上に特に著しい功績のあった個人、団体に対し熊本県知事より表彰が行われました。おめでとうございます。



▲熊本県身体障がい者相談員（藤本明美さん=写真左）、訪問介護員（下田きみよさん）



▲社会福祉事業施設長（高森寮・手島清士さん）



▲ボランティア活動団体（風と森の会・山村将護さん）



▲ボランティア協力校（高森中学校）

来春卒業予定者を採用 するための求人説明会 を開催します

平成26年3月に中学校・高校卒業予定の者を募集するには、ハローワークが開催する求人説明会への参加が必要となります。

昨年度、高校卒業後に学校・ハローワークの紹介により就職した生徒のうち、約半数が阿蘇地域以外の会社就職しており、この状況が続くと地域経済の衰退につながります。

つきましては、左記のとおり説明会を開催いたしますので若者に雇用場の提供するためにも是非ともご参加いただきますようお願いいたします。

○日時 6月12日（水）

午後2時～午後4時

（午後1時30分受付開始）

○会場 かんぽの宿 阿蘇

（阿蘇市一の宮町宮地）

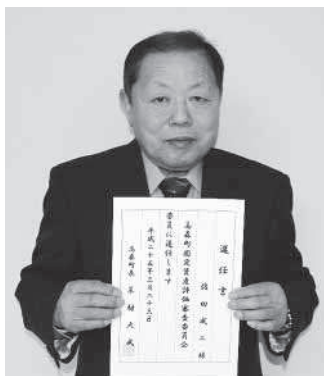
○問い合わせ先

ハローワーク阿蘇

TEL 0967・22・8609

固定資産評価委員

3月23日、高森町の固定資産を適正に審査する固定資産評価委員に佐田成二さん（津留・永野）が選任されました。任期は3年です。



▲佐田成二さん

広報たかもり特派員

本誌「広報たかもり」の取材体制を整備し、内容を充実させるため、平成24年度より山室智子さん（色見・西丁）を広報特派員とする委託契約を結んでいます。

広報担当職員とともにイベントで取材活動を行いますので、町民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



▲特派員の山室智子さん

新着情報

阿蘇郡市7市町村が
連携して税務職員を
派遣

4月12日、高森総合センターにおいて「市町村税等徴収向上対策に係る税務職員派遣（併任）に関する辞令交付式」が行われました。

これは、阿蘇郡市7市町村の税務担当職員34人が悪質な滞納者の家宅搜索や差し押さえ、公売会などを合同で行う事ができるようになります。任期は1年間です。

高森町では、「高森町収納対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、これまで徴収事務や滞納処分、納税意識の啓発活動を行ってきました。

今回の辞令により他市町村の税務職員間の情報の共有化が進

み、滞納整理の技術が向上することによって収納率が高まり、住民サービスが充実することが期待されます。



▶協定先の市町村税務職員へ辞令を交付する草村町長（写真左端）

春は行楽のシーズンです
食中毒に注意しましょう

遠足や運動会、ハイキングなど、イベントが多い季節になりました。

気温が高くなると食中毒が起こりやすくなります。食品の衛生的な取り扱いを心がけましょう。

お弁当を作るときは

- ・必ず食べる当日に作りましょう。
- ・作る前、食べる前には手をよく洗いましょう。
- ・食品は、中心部までしっかりと加熱し、十分に冷ましてから清潔な箸で弁当箱に詰めましょう。
- ・お弁当は、涼しいところで保管し、早めに食べましょう。
- ・食べ残しの食品は、思い切って捨てましょう。

バーベキューなどをするときは

生肉には0・157、カンピロバクター、サルモネラなどの食中毒菌が付いている可能性があります。

・生肉と野菜は別々に盛りつけましょう。

・「焼く時の箸」と「食べる時の箸」は区別しましょう。

・肉は中心部まで十分に加熱して食べましょう。

楽しい思い出を台無しにしないためにも、食中毒には十分注意しましょう。



厚生労働省ホームページ〈食中毒に関する情報〉

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/index.html

図書館の地域開放について

高森高校では、地域の方々に図書館を開放しています。もちろん、貸出もできますので、お気軽にお立ち寄りください。

○開館日 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)
※学校行事などの関係上、閉館する場合もございます。夏季・冬季休暇中の開館日については、生徒へ配付する行事予定表や図書館前の掲示板にてお知らせします。都合により、予定外に閉館する場合もございますので、来館される前に電話等にて御確認ください。

○開館時間 午前9時～午後4時30分

○貸出期間・冊数 2週間以内で、一人5冊まで(雑誌は貸出不可)。

○貸出方法

①「利用申込書」に必要事項を御記入ください(初回のみ)。

※初回は保険証や免許証など本人確認ができるものを御持参ください。

②「利用申込書」をもとに貸出カードを作成します。お申し込みいただいた当日より貸出ができます。

③借りたい図書に係にお渡しください。

○返却方法 返却する図書を、カウンターにある返却箱へお入れください。

○その他

①電話による図書についてのお問い合わせ(所蔵の有無や相談、リクエスト等)には、本人確認ができない等の問題があるため、原則としてお答えしていません。御了承ください。

②品切れ、重版未定、文庫化している場合があるため、図書を紛失された場合は、原則として、現金での弁償をお願いしております。

お問い合わせ先

高森高校図書館

Tel 62・0185

肥後狂句

(阿蘇御神火会)

飲まん 免停だけん良からたい
わや 涙でとけたアイライン
捨てきらん 子の遺しとるオモチャ箱
わや 投網始めた竿ん先
捨てきらん 尻っ尾をふってついて来る
捨てきらん 子猫にや何んの罪も無ア
運の悪さ 手配写真によう似とる
わや 眼エは霞むし腰ヤ立たん
わや やつと出た芽に除草剤
満開 春の息吹きで活気づく
運の悪さ 完投は又も見殺し

市原 正成
大塚ほたる
岡本 琴司
桐原 白酔
後藤 愛子
後藤 信子
佐藤多可雄
藤本 無心
松山キヨ子
森川そよ子
渡辺 雲海

歌詠み

奉月

俳句

(梅香苑句会)

春の野にくららにとまるベニシジミ 本田 千代
腰まがり少しばかりの芋を植え 渡辺てつ子
桜咲く苑の庭にて花見会 後藤 契
ものの芽の大地盛り上げこぶし振る 林 照巳
風吹けば吹く程に散る桜花 除田ウミオ
満開の桜口開け笑ってる 徳丸 萬千
いさぎよくぱつと散りゆくさくら花堀 日出男
落雁の夫婦で泳ぐこいのぼり 桐原スマ子
そよ風に空高く舞うこいのぼり 後藤ツギオ

俳句

(ひめゆりディセンター)

阿蘇山をふとながむれば春かすみ 桐原 ツユ

**県税の税務組織及び収税業務
(窓口業務を除く)の管轄が
変わります！**

熊本県では、税務業務の専門性の向上を図り、公平・公正で信頼される税務行政を推進するため、4月1日から熊本県税事務所及び各地域振興局税務課を4つの広域本部（県央、県北、県南、天草）に再編しました。再編に伴い、県税の収税業務（窓口業務を除く）に係る管轄が変わりますので、お知らせします。

なお、窓口業務（県税の収納、納税証明書の発行等）は、各広域本部の他に、従来どおり各地域振興局総務振興課及び自動車税事務所でも行います。

自動車税の納付は

5月31日までに

自動車税の納税通知書を5月初めにお送りしています。納期限の5月31日（金）までに、お近くの金融機関やコンビニエンスストア、熊本県の各広域本部、各地域振興局、自動車税事務所でお納めいただきますようお願いします。

**環境への配慮から自動車税の
税額が増減されます**

環境への配慮から、排気ガスや燃費性能が優れた環境負荷の小さい自動車（新車）は登録の翌年度の自動車税が軽減され、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税が加算されます。

*平成25年度に自動車税が加算される自動車

・ガソリン・LPG車

平成12年3月31日以前の登録のもの

・ディーゼル車

平成14年3月31日以前の登録のもの

■お問い合わせ先

熊本県 県北広域本部 収税課

Tel (0968) 25・4272 (直通)

課税課

Tel (0968) 25・4124 (直通)



**あなたのご意見・ご提案を
お聞かせください**



高森町役場の入口横に意見箱を設置しています。

ご意見は町長をはじめ担当者へ回覧され、町の運営の参考とさせていただきます。住所や氏名を記入いただいた場合は、文書で回答いたします。

皆さんのご意見、ご提案をお待ちしています。